

「大阪版被災住宅無利子融資制度」のご案内

－ 被災住宅の補修に活用できる利子負担の無い融資です －

大阪府では、「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成30年7月豪雨」により被災された府民が一日も早く日常生活を取り戻せるよう、被災住宅の早期復旧に資することを目的に、金融機関の協力のもと、損壊した住宅の補修工事に対する無利子融資制度を創設いたしました。

「一部損壊」等の「り災証明」を交付されるなどの一定の条件を満たす住宅の補修工事を対象に、取扱金融機関から利子負担の無い融資を受けることができます。

詳しくは、取扱金融機関へお問い合わせください。

(1) 対象者

大阪府内の被災住宅の所有者または居住者で、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の「り災証明書」を交付されている方（賃貸事業を行う場合は対象外）

(2) 対象工事

地震及び豪雨災害の被害によって損害が生じた住宅の補修を含む工事（屋根・外壁の修理等）

(3) 融資条件

ア 融資額：1被災住宅あたり200万円以内（全壊・大規模半壊・半壊の場合は300万円以内）

イ 返済期間：10年以内

ウ 融資金利：0%

※別途、各金融機関の融資審査が必要となります。

※融資実行の際には、大阪府が発行する本融資制度の利用に関する確認書が必要となります。申請書の様式は、大阪府ホームページからダウンロードできます。

大阪版被災住宅無利子融資制度

検索

取扱金融機関

独立行政法人住宅金融支援機構（H30.7.17～受付開始）

【問合せ先】「住宅金融支援機構 お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）」

（電話）0120-086-353（通話無料）

（受付時間）祝日・年末年始を除き、土曜日・日曜日も営業 9時から17時

※上記融資額を超える融資を希望される場合は「災害復興住宅融資」も活用いただけます。

※他の金融機関の取扱いについては決定次第お知らせいたします

《お知らせ》住宅の補修の際に、合わせて耐震改修工事を実施することをお勧めします。
耐震改修については各種補助制度がありますので、詳しくは市町村にお問合せください。

問合せ先



大阪府 住宅まちづくり部 都市居住課 管理調整グループ

TEL：06-6210-9709

FAX：06-6210-9712

住所：〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）27階

営業時間：祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 9時から17時30分

このチラシは平成30年7月13日現在のものです